

令和5年 第1回定例会

(令和5年3月17日～3月27日)

北薩広域行政事務組合議会会議録

北薩広域行政事務組合議会

令和4年第1回定例会会議録目次

第1号（3月17日）（金曜日）

1.	開 会	-----	6
1.	開 議	-----	6
1.	欠席届出議員の報告	-----	6
1.	会議録署名議員の指名	-----	6
1.	諸般の報告	-----	6
1.	議会運営委員長の報告	-----	6
1.	会期及び会期日程の決定	-----	7
1.	議事日程の報告	-----	7
1.	議 事	-----	7
1.	議案第1号上程	-----	7
	提案理由説明・質疑・付託		
1.	発議案第1号上程	-----	11
	趣旨説明・質疑・討論・表決（原案可決）		
1.	散 会	-----	12

第2号(3月27日)(月曜日)

1.	開 議	-----	18
1.	欠席届出議員の報告	-----	18
1.	議事日程の報告	-----	18
1.	議 事	-----	18
1.	一般質問	-----	18
1.	質問順位1番 江川野一成議員	-----	18
	1 旧環境センター解体工事について 構成市町である2市1町管内の業者に発注する考えはないか伺う。		
1.	議案第1号上程	-----	22
	総務委員長報告・質疑・討論・表決(原案可決)		
1.	閉 会	-----	24

令和4年第1回定例会会期日程表

月 日	曜日	会 議	事 項	備 考
3月17日	金	本会議（第1日）	令和5年度予算（提案理由説明、質疑、付託） 条例議案（趣旨説明、質疑、即決） 一般質問通告期限（午後5時）	
3月18日 ～ 3月26日	土 ～ 日	休会		
3月27日	月	本会議（第2日）	一般質問 令和5年度予算（委員長報告、採決）	
会期 3月17日から3月27日までの11日間				

令和5年第1回定例会議案

議案

議案第1号 令和5年度北薩広域行政事務組合予算

発議案第1号 北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

令和5年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会会議録第1号

令和5年3月17日（金曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員9名

1 番	濱 田 洋 一 議員
2 番	宇 都 修 一 議員
4 番	仮屋園 一 徳 議員
5 番	楠 元 康 博 議員
6 番	江川野 一 成 議員
7 番	南 鶴 洋 志 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員
10 番	出 水 睦 雄 議員

欠席

3 番	中 浦 雅 彦 議員
-----	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理事長	椎 木 伸 一
-----	---------

副理事長代理	松 崎 裕 介
理事	川 添 健

議会事務

書記長	春 田 和 彦
次長	華 野 順 一

事務局

高 橋 正 一	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 川 淳 一	施設管理課課長補佐
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
佐 潟 義 彦	総務課参事補（議会事務併任）
西 村 典 剛	総務課庶務係主任主査（議会事務併任）

付議した事件

議案第1号 令和5年度北薩広域行政事務組合予算

発議案第1号 北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

午前9時56分 開 会

《開 会》

(木下孝行議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は9名であり、定足数に達しております。これより、令和5年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会を開会いたします。

《開 議》

(木下孝行議長)

これより、本日の会議を開きます。

《欠席届出議員の報告》

(木下孝行議長)

3番中浦雅彦議員から、本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《会議録署名議員の指名》

(木下孝行議長)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、4番仮屋園一徳議員、5番江川野一成議員を指名いたします。

《諸般の報告》

(木下孝行議長)

諸般の報告を行います。令和4年第4回定例会以降の諸般の報告を申し上げます。

監査委員から提出のありました定期監査の結果及び理事長から提出のありました諸会議の出席報告については、議席に配布しておきました。

これで、諸般の報告を終わります。

《議会運営委員長の報告》

(木下孝行議長)

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。

(議会運営委員長【出水睦雄議員】)

おはようございます。

本定例会の会期及び日程について、議会運営委員会が協議しました結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、会期日程について申し上げます。3月18日から3月26日までは、休会とします。

3月27日は、本会議第2日の会議を開き、一般質問、及び休会中、審査事件の委員長報告の後、採決を行います。また、新たに議案等があったときは、この日に上程することといたします。

なお、一般質問の通告期限は、3月17日午後5時までとします。質問をされる方は、通告書に所定の事項を記載し、提出されるようお願いいたします。以上のことから、本定例会の

会期は、本日から3月27日までの11日間と決めました。

次に、本日の議事日程について申し上げます。日程第3の令和5年度予算は、提案理由説明の後、議案に対する総括質疑を行い、その後、総務委員会に付託します。また、日程第4の議会運営委員会の発議案は、趣旨説明の後、即決の取扱いといたします。

皆さまの御協力をお願い申し上げ、議会運営委員会の委員長報告といたします。

《会期及び会期日程の決定》

(木下孝行議長)

日程第2、会期及び会期日程の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期及び会期日程については、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月27日までの11日間とし、会期日程については、配布してあります会期日程表のとおりとすることに決定しました。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおり決めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により、議事を進めます。

《日程第3 議案第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第3、議案第1号、令和5年度北薩広域行政事務組合予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

(椎木伸一理事長)

ただいま上程されました令和5年度北薩広域行政事務組合予算について、提案理由を説明します。

その前に、令和3年4月に本格稼働した新環境センターエネクリン北薩ではありますが、生活環境の保全、及び公衆衛生の向上に資する施設として順調に運営を続けており、稼働から間もなく2年を迎えようとしていることを報告します。

さて、令和5年度北薩広域行政事務組合予算は、北薩地域管内の住民が安心して快適な生活を送られるよう、事務組合が共同処理することとされている一般廃棄物処理、及びリサイクル

処理のほか、介護認定審査等の運営に必要な予算を計上しました。

予算書の8ページ、9ページをお開きください。令和5年度は、いよいよ旧環境センターの解体工事に着手するほか、新環境センターの瑕疵担保期間が終わり、通常の維持補修費が発生することなどから、衛生費が大きな伸びを示しています。それにより、当初予算額は、令和4年度に比べ2億2,441万2千円増加し、10億8,491万2千円となりました。

歳出予算の主なものとしましては、まず、第2款総務費では、例年と同様に事務局の管理運営に係る経費を計上しました。介護認定審査業務等に係る第3款民生費では、新型コロナウイルス感染防止のため、一部の合議体においてリモートによる審査会を実施していますので、この取組を継続することとし、対面審査に係る委員報酬と費用弁償を計上しています。あわせて、審査会委員の全体研修会出席時における報酬を新規計上しました。

次に、第4款衛生費では、各施設の運営経費のほか、施設の安定稼働を確保するため、定期点検や補修等の経費を計上しました。このうち、新環境センターでは、瑕疵担保期間の終了に伴い、通常並みの維持補修費を計上したほか、旧環境センターでは、令和5年度から6年度までの2年間で当該施設を解体することとし、解体事業費を計上しました。また、一般廃棄物ごみ処理計画は、策定後、9年を経過し、廃棄物処理を取り巻く環境が変動し、計画と実績に乖離が生じておりますので、当該計画を見直すとともに、し尿・浄化槽汚泥に係る生活排水処理計画を策定することとし、その経費を計上しています。

次に、歳入予算を説明しますので、7ページをお開きください。

第1款分担金及び負担金は、市町負担金でありまして、歳入歳出予算の差額を補填する財源となります。令和5年度は、旧環境センターの解体事業に係る財源補填を行いますので、必然的に予算額が増加しています。第2款使用料及び手数料では、令和4年度の実績見込みを参考に、施設使用料を計上しました。第3款国庫支出金は、旧環境センターの解体事業に係る交付金を計上しました。また、第7款諸収入は、売電単価の引上げ等に伴い新環境センターの売電収入が増加する一方で、鉄・アルミ類の売却単価が下落傾向にありますことから、全体では令和4年度並みの予算計上となりました。最後に、第8款組合債は、旧環境センターの解体事業に係る一般廃棄物処理事業債を計上しました。

私からの説明は以上ですが、令和5年度は、構成市町に対し、令和4年度にも増して財政負担をお願いすることになりますので、予算執行に当たっては、長期的な視点を持ちつつも、緊急性及び重要度を踏まえ、予算の効率的な執行に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

なお、細部にわたっては、この後、事務局長から説明をさせます。

(高橋正一事務局長)

それでは、令和5年度北薩広域行政事務組合予算につきまして、事項別明細書により、歳出予算から先に説明をします。

14ページ、15ページをお願いします。第1款議会費では、議員報酬のほか、議会活動に必要な費用弁償など、議会運営費を計上しました。定例会の回数が年2回に改正されるとともに、議員報酬が引き下げられたため、予算額が令和4年度に比べ、12万3千円の減額となっています。第2款総務費では、正規職員1人が育児休業を取得していることなどから、職員給与費が減額となり、その代替として総務一般管理費に会計年度任用職員の報酬等を新規計上しました。

また、この細目では、令和4年度に計上した派遣職員に係る退職手当負担金と公用車購入費が皆減しましたので、一般管理費全体では、1,495万7千円の減額となりました。

なお、職員厚生費と監査委員費は、令和4年度並みの予算を計上しています。16ページ、17ページをお願いします。第3款民生費の認定審査業務費と、障害判定業務費では、委員報酬のほか、介護認定審査会等の開催事務費を計上しました。審査会委員全体研修会報酬は、他の審査会の例を参考に新規計上したものです。この出会報酬の計上と人事異動等による職員給与費の増加によりまして、介護保険業務費が令和4年度に比べ、293万5千円の増額となりました。

次に、第4款衛生費1目じんかい処理費の環境センター管理費では、事務費のほか、菜切地区環境保全協議会の開催経費や、施設の美化活動を通じて菜切地区住民と親睦を深めるため、環境美化協力金を計上しました。施設管理費の会計年度任用職員は、計量事務補佐員1人に加え、施設の延命化の見地から、事業系ごみの減量と適正化を図るため、環境調査員2人分の報酬等を計上しました。18ページ、19ページをお願いします。令和5年度予算における各施設の共通事項として、令和4年度の実績見込みを参考に、施設の運営に必要な光熱水費や消耗品費、保険料等を計上しておりますが、特に令和4年度の後半からエネルギー価格が高騰し、電気料金が騰貴傾向にありますので、その影響額を見込んで予算計上しているところです。委託料は、運転管理業務のほか、ダイオキシン類測定分析業務や、最終処分場残余埋立量測量業務委託料等を計上しました。また、一般廃棄物ごみ処理基本計画策定業務委託料とは、先ほどの理事長の説明のとおり、当該計画の見直しを行うため、新規計上したものです。

なお、この細目は、予算額が令和4年度に比べ4,787万9千円減少していますが、この主な要因は、令和4年度に計上したボイラー定期事業者検査業務が2年に1回の法定検査であるため、令和5年度は皆減したことによるものです。

次に、環境センター維持補修費では、稼働後2年間の瑕疵担保期間の終了に伴い、焼却処理施設定期補修費のほか、ごみクレーン補修費、排ガス分析計補修費などを新規計上したことによりまして、予算額が令和4年度に比べ1億1,060万円の増加となり、大幅な伸びを示しております。次に、旧環境センター解体事業費は、これまで準備を進めてまいりました旧環境センターの解体に着手することとし、解体工事に係る工事請負費と、工事施工監理業務委託料を計上しました。この工事は、令和6年度までかかりますので、債務負担行為を設定することとし、令和5年度事業費の配分割合を4割としています。4ページをお願いします。第2表債務負担行為に、債務負担行為の事項、期間、及び限度額を記載しており、令和6年度事業費の配分割合は6割となります。再び、18ページ、19ページをお願いします。次に、リサイクル処理費の不燃物処理費では、一般事務費や光熱水費、部品などの消耗品費を計上したほか、運転管理業務、清掃業務委託料等を計上しました。20ページ、21ページをお願いします。リサイクルセンター不燃物処理施設維持補修費では、破砕設備等の補修費を計上し、リサイクルセンター資源化処理費の資源化処理施設管理費では、計量事務補佐の会計年度任用職員の報酬等のほか、光熱水費や運転管理業務、廃乾電池再生処理業務委託料等を計上しました。

次に、し尿処理費の衛生センター一般管理費では、一般事務費に加え、出水干拓東土地改良区負担金300万円のほか、旧衛生センターの樹木伐採業務委託料等を計上しました。22ページ、23ページをお願いします。衛生センターの施設管理費では、光熱水費やA重油等の燃料費、薬品費のほか、運転管理業務、受入槽及び貯留槽清掃業務委託料等を計上しました。

なお、し尿・浄化槽汚泥に係る生活排水処理基本計画策定業務委託料を新規計上しています

が、これは廃棄物処理法に定める一般廃棄物処理計画のうち、生活排水処理に係る計画という位置づけとなります。衛生センター維持補修費では、例年と同様にオゾン設備等の補修費を計上しました。次に、第6款公債費では、令和4年度借入見込みの組合債に係る定時償還利子と一時借入金利子を計上し、第7款予備費は、例年と同様に50万円を計上しました。24ページ、25ページをお願いします。引き続き、給与費明細書により、職員給与費の総括を説明します。一般職の職員数は24人、給与費等の総額は1億6,928万5千円で、令和4年度と比べると、職員数が1人増加し、給与費等も209万3千円増額しています。正規職員の数は19人で、変動はありませんが、給与費等は61万7千円の増額となりました。次に、会計年度任用職員の数は、前年度より1人増加の5人となっており、給与費等の総額が147万6千円の増加となっています。以上で給与費の説明を終わり、歳入予算を説明しますので、10ページ、11ページをお願いします。第1款分担金及び負担金では、市町負担金を計上しました。歳出予算の増加により、財源を補填するため、令和4年度と比べ、4,787万1千円増加しています。

なお、地方交付税分とは、令和4年度発行の組合債に対して措置される地方交付税分の負担金であり、一旦出水市で受け入れた後、同額を組合に負担してもらうものです。次に、第2款使用料及び手数料では、環境センターとリサイクルセンターの使用料、並びに各施設の行政財産目的外使用料を計上しました。環境センター使用料は、令和4年度実績見込みを参考に、206万2千円の増収を見込みました。次に、第3款国庫支出金では、旧環境センターの解体事業に係る循環型社会形成推進交付金を計上しました。交付率は3分の1です。次に、第5款財産収入では、普通財産として管理している旧衛生センターの管理道路敷地に係る貸付料を計上しました。また、第7款諸収入では、預金利子のほか、雑入として、環境センター分では売電収入等を、リサイクルセンターの不燃物及び資源化処理施設分では鉄、アルミ、古紙類の売払収入を計上しました。12ページ、13ページをお願いします。新環境センターの売電収入は、売電単価の引上げ等により、約220万円の増額となりましたが、鉄、アルミの売却単価が下落傾向にあるため、「諸収入」全体では、8万3千円の増額に留まっています。最後に、第8款組合債では、旧環境センターの解体事業に係る組合債を計上しました。起債充当率は90パーセントで、後年度元利償還金の50パーセント分が地方交付税として措置される見込みです。4ページをお願いします。第3表地方債に、令和5年度発行の組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を記載しています。以上が、令和5年度当初予算における主な事業内容となります。よろしくをお願いします。

(木下孝行議長)

以上で提案説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっています令和5年度北薩広域行政事務組合予算につきましては、総務委員会に付託します。

《日程第4 発議案第1号 上程》

(木下孝行議長)

日程第4、発議案第1号北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例に制定についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

(出水睦雄議会運営委員長)

ただいま議題となりました、発議案第1号 北薩広域行政事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。個人情報保護制度については、令和5年4月1日から、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律に、統合されるとともに、これまで地方公共団体が独自に設けていた個人情報保護条例も、全国的な共通ルールとして、統合後の同法に規定されることになりました。ただし、地方公共団体の議会については、国会や、裁判所と同様に、自律的な対応のもと、個人情報の適切な取扱いを図ることが望ましいとされ、同法の適用対象外とされました。しかし、同法の一部の規定は、地方公共団体の議会にも適用され、議会も個人情報の適正な取扱いを確保する責務を負っています。そこで、組合議会においても、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正、及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正、かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものです。

条例の内容につきましては、原則として出水市議会の個人情報の保護に関する条例を準用することとし、第1条に条例の目的を定め、第2条に準用規定を、第3条から第7条にかけて、出水市議会の条例を準用しない罰則に関する規定を、第8条に読替え規定を定めております。また、附則において、この条例は、令和5年4月1日から施行することを規定しています。

なお、附則の第2条においては、北薩広域行政事務組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御協賛賜りますようお願い申し上げます。

(木下孝行議長)

趣旨説明が終わりました。

これから発議案第1号について、質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略します。

(木下孝行議長)
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)
討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)
御異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

《散 会》

(木下孝行議長)
以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日はこれにて散会します。第2日の会議は、3月27日に開きます。
お疲れさまでした。

午前10時26分 散 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

令和5年北薩広域行政事務組合議会第1回定例会会議録第2号

令和5年3月27日（月曜日）

会議の場所 環境センター（3階大会議室）

出席議員9名

1 番	濱 田 洋 一 議員
2 番	宇 都 修 一 議員
3 番	中 浦 雅 彦 議員
4 番	仮屋園 一 徳 議員
5 番	楠 元 康 博 議員
6 番	江川野 一 成 議員
7 番	南 鶴 洋 志 議員
8 番	日 高 信 一 議員
9 番	木 下 孝 行 議員

欠席

10 番	出 水 睦 雄 議員
------	------------

地方自治法第121条の規定による出席者

理 事 長 椎 木 伸 一

副理事長 西 平 良 将

理 事 川 添 健

議会事務

書記長 春 田 和 彦

次長 華 野 順 一

事務局

高 橋 正 一	事務局長
勢 屋 伸 一	総務課長
桐 原 祐 吉	施設管理課長
中 川 淳 一	施設管理課課長補佐
山 下 陽 一	総務課施設整備係長
竹 林 純 哉	施設管理課環境センター管理係長
山 岡 寿 史	総務課庶務係長（議会事務併任）
佐 潟 義 彦	総務課参事補（議会事務併任）
西 村 典 剛	総務課庶務係主任主査（議会事務併任）

付議した事件

議案第 1 号

令和 5 年度北薩広域行政事務組合予算（総務委員長報告）

午前 10 時 00 分 開 会

《開 議》

(木下孝行議長)

おはようございます。

ただいまの出席議員 9 名であり、定足数に達しております。

これより令和 5 年第 1 回定例会第 2 日の会議を開きます。

《欠席届出議員の報告》

10 番出水睦雄議員から本日の会議に欠席する旨の届出が出ております。

《議事日程の報告》

(木下孝行議長)

本日の議事日程は御手元に配布しているとおり定めました。

《議 事》

(木下孝行議長)

これより議事日程により議事を進めます。

《日程第 1 一般質問》

(木下孝行議長)

日程第 1、一般質問を議題とします。本定例会の質問通告者は 1 名です。

これより、一般質問に入りますが、質問者の発言、並びに当局の答弁はできる限り重複を避け、簡明・的確に、また、通告外の質問や品位の保持等については遵守されるよう望みます。

なお、再質問から一問一答方式とし、議員の質問時間は 40 分以内とします。

通告に従い、5 番、江川野一成議員の質問を許します。

(江川野一成議員)

おはようございます。

年度末で異動等、忙しい時期であります。また、議員の皆様方、特に阿久根市の方々、選挙前で何かとお忙しいと思いますが、しばらくの間、お付き合いのほどよろしく願いいたします。

それでは、早速でございますが、通告に従い、質問いたします。当組合は、昭和 43 年に、阿久根市、出水市、野田村、高尾野町の 2 市 1 町 1 村での構成で、北薩衛生処理組合として、昭和 44 年には、阿久根市、出水市、野田村、高尾野町、東町、長島町の 2 市 3 町 1 村での構成で北薩広域行政推進協議会が発足されました。また、昭和 58 年には、各組合等を整理統合し、阿久根市、出水市、野田町、高尾野町、東町、長島町の 2 市 4 町で北薩広域行政事務組合が設立され、平成 18 年に市町合併時に、2 市 1 町で今日に至っています。その間、今回の旧環境センターを含め、多くの施設が整備され、構成市町から多額の負担金が支払われていると思っております。

当組合の令和5年度の予算案では、歳入の74.4パーセントが市町負担金で占められ、歳出では衛生費が全体の88.6パーセントを占めており、その中の旧環境センター解体事業費が、今年度歳出分として衛生費の24.4パーセントが計上されています。

そこで伺いますが、全員協議会でも質疑しましたが、旧環境センターの解体工事を構成市町の2市1町管内の業者に発注する考えはないのかお伺いします。

以上壇上からの質問を終わります。

(椎木伸一理事長)

おはようございます。

江川野一成議員の御質問にお答えします。

旧環境センターの解体工事の入札については、令和3年第4回定例会において、宮田幸一議員からの一般質問で答弁しておりますとおり、今後の指名委員会において検討することになります。旧環境センター解体事業は、総額6億円を超える事業規模であり、地元業者が落札すれば、地域経済への波及効果が大きく、また、地元企業の育成にも大きく貢献するものであると十分認識しています。

一方で、今回の工事につきましては単なる建物解体ではなく、ダイオキシン類や、アスベスト等の多くの有害物質が付着・堆積している施設の解体であるため、関係法令に基づき、工事中に有害物質が飛散しないように、万全の対策を講ずる必要があるほか、除去した有害物質や除染に使用した排水を適正に処理するなど、細心の注意が必要であり、その施工能力が求められております。

また、旧環境センター周辺集落において、解体計画の説明会を実施いたしましたところ、住民から環境に対する安全面に配慮した工事の実施を強く要望されているところでもございます。

このようなことを総合的に勘案いたしまして、令和5年度に開催される指名委員会において、入札方式、入札参加資格者等の推薦がなされ、決定していく予定ではありますが、本組合としては可能な範囲で地元業者が参入できるよう、配慮することは必要であると考えているところであります。

(江川野一成議員)

ヒアリングのときにちょっとお伺いしたんですが、まだ設計段階で精査されていないということで、今から精査されるということをお伺いしたんですけれども、予算計上金額は確定しておりますが、まだ今から設計されるということですけど、概算だったんでしょうか、お伺いします。

(高橋正一事務局長)

この工事費用につきましては、予算計上しておりますが、現在のところまだ実施設計を実施しておりません。

これについては、設計施工一括発注方式を採用しようとしていることで、こういう一般廃棄物の処理施設の解体の場合には、ほとんど、ほぼ全部、設計と施工を一括発注する方式を採用されているということがございまして、本組合も同じように、設計を、今後その業者の

ほうに解体と合わせて発注するという形で考えておりますので、現在のところ概算と申しますか、参考見積りをいただいて、それをもとに積算したところでございます。

(江川野一成議員)

先ほど、理事長のほうからも地元業者をできるだけ可能な範囲で考えていくような答弁をされました。当組合は、先ほど私が壇上で述べたとおりでございますけれども、構成市町の2市1町で、多額の負担金で賄われていることを考慮しますと、地元業者に配慮されることが、執行部として必然と考えますが、いかがでしょうか。

また、発注時期についても併せてお伺いいたします。

(高橋正一事務局長)

この地元業者の参入につきましては、現段階では先ほど理事長からもございましたように、指名委員会の推薦を受けまして、理事会で協議をして決定するという形になってきますので、現在のところ明言することは難しいんですが、先ほど理事長からありましたように、地元業者がどういう形で参入できるかという部分はしっかり検討してまいりたいと思っております。

それから発注時期でございますが、7月か8月頃と考えております。

(江川野一成議員)

地元業者といたしましても、地域の2市1町のインフラ整備や災害対応等、地域の安全安心なまちづくりに貢献しております。また、地元2市1町の会社の技術力も大きく向上しております。地域外の会社に負けないものとなっているところは、皆さんも理解されてると思っております。地域業者がますます技術力を高め、地域に貢献できるように、育てることも発注者側の責務と思えますけれども、どのように考えておられますでしょうか、お伺いします。

(椎木伸一理事長)

まさに江川野議員がおっしゃるように、いろいろな施工能力を高めていく、質を高めていくということは我々も十分認識しております、そのようにならないといけないと思っておりますけれども、いろんな法とか、今回のようなこのダイオキシンとか、その都度その都度、工事によりまして制約がかかる部分もございます。

そういったことも勘案しながら、できる限りの方法で、地元等が参入できる対策をとっていかなければならないというふうには認識しております。

(江川野一成議員)

今の答弁を聞いた中では、基本的にダイオキシンとアスベストの関係だと思っております。そこで、伺います。全体の工事予算額の何パーセントがダイオキシン対策工事でしょうか。

(高橋正一事務局長)

工事費全体工事費の約3割強程度というふうには計算しております。

(江川野一成議員)

全体で3割強ということですよ。ダイオキシン対策工事について、監督員作業員には何らかの資格が必要と考えていらっしゃいますでしょうか。

(高橋正一事務局長)

資格と申しますか、このような有害物質を含んだ部分ではありますが、こういった施設を解体する場合に、まずその作業中の作業員の労働安全衛生に配慮した部分が必要になってまいります。

厚生労働省から、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱という基準が示されておりますので、この基準値を上回るダイオキシン類が、本施設、旧環境センターも検出されておりますので、こういったことに配慮しながら、あるいはその他の法令等に配慮しながら対応していかなければならないというふうに考えております。

それから資格でございますが、まず先ほど言いましたように、そこでの作業従事者に対する先ほどの法律、それから安全衛生規則でございます規定で特別教育を受講させる必要があるほか、アスベストの場合ですと作業主任者に石綿作業主任者技能講習等の修了が必要といったような基礎規定もございますので、こういったことを遵守していただいて作業に入っていくということでございます。

(江川野一成議員)

ダイオキシンに関しましては、解体工事されてる人の誰でも、監督員、それから作業員は、特別教育を受講すれば、その日に修了証をもらいます。その辺は承知されておりましたでしょうか。

(高橋正一事務局長)

その辺も確認をとっておりますので、作業されるときには、当然そこも配慮していただくような形で仕様等を定めていこうと考えております。

(江川野一成議員)

先ほど3割を言われました。あと6割強ですかね。それが地元でできる話ですけれども。

私が考えるには、基本的に極端な話なんですけれども、1パーセントでもあれば地元優先的に配慮すべきだと考えております。そして、地元が元請で取られた後、下請に専門的な方が、もし、執行部のほうで、どうしても心配であるならば、その下請で活用すればいいと思っております。そのような方法を今後検討する考えないか、お伺いします。

(高橋事務局長)

現段階では、未定の中での答弁になりますけれども、この下請と申しますのが、当組合と、それから受注者との契約締結後に、受注者が、さらに他の業者に、工事の一部を受け負わせる行為でございますので、発注者である組合がその下請業者を選定することに関与することはちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

そのようなことから、仮に解体実績を求めるとなった場合には、入札参加資格にそのような

要件を定める必要があるのではないかと、そのように考えております。

(江川野一成議員)

それは当然出来ないと思っております。ただ地元業者に元請として、2市1町の業者のほうに発注していただければ、地元2市1町の業者が、考えることでありますのでそのような地元に、要するに、3割強ぐらいの内訳の中に、専門的なものが入るのであれば、その部分は度外視しながら、地元に出すべきじゃないかなってところを言ったつもりなんですけど、言葉足らず申し訳ありません。

先ほど理事長のほうから回答いただいたんですが、地域の業者に出せば、構成市町の経済活性化につながるというのは、もう当然のことです。その辺も御理解して、されたらどうですかというつもりだったんですが、もう理事長のほうから答弁いただきましたので、その辺は割愛させていただきます。それから私たち議員は、ここにいらっしゃる皆さん、当組合の各関係市町から選出されて、当組合の構成市町の負担金の予算にも関わっております。当然その辺は理解されてると思いますけれども、構成市町に対して配慮され、検討される考えはないか、お伺いします。

(高橋正一事務局長)

江川野議員がおっしゃったように、今回のこの解体工事、単独、一般財源として言われるところは全て市町の負担金、市町の負担金からなっております。そういうことからこの事業を進めていく中で、この市町に対しての波及効果、そこらあたりも検討しなければならないことはもう当然であるというふうに認識しております。

(江川野一成議員)

その辺はよくよく検討されることをお願いしたいと思います。理事長のほうから総体的に前向きな検討をされるんじゃないかなと思っております。そこで最後になりますけれどもお願いでございます。執行部の方々も、構成市町の住民でございます。よくよく考えられて、配慮されるようお願いし、終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。

《日程第2 議案第1号上程》

(木下孝行議長)

以上で質問者の質問が終わりました。

日程第2、議案第1号、令和5年度北薩広域行政事務組合予算を議題とします。

ここで、総務委員長の報告を求めます。

(総務委員長【濱田洋一議員】)

総務委員会に付託されました議案第1号、令和5年度北薩広域行政事務組合予算について、3月17日に審査しました結果について、御報告申し上げます。

まず、予算書17ページ、環境センター管理費について、菜切地区環境保全協議会の5集落の人口はどれぐらいか。また、集落の代表者と協議している内容はどのようなものか。との問いに、人口については把握していない。協議内容については、5集落、地域からの要望が主な

ものである。との答弁。

予算書 19 ページ、環境センター維持補修費について、2年間の瑕疵担保期間が終了したことにより、今年度に、維持補修費が計上されている。瑕疵担保期間が過ぎたから、すぐ補修費が発生するという理由は何か。との問いに、新施設では令和4年度で瑕疵担保期間が終わる。基本的には、補修をしてから次の補修まで約1年間あるが、実際には、令和4年度の10月に焼却部分を、また、令和5年2月にはボイラー部分の補修を行っている。来年度、実施するものとして、ごみクレーン、排ガス分析計等の補修に加え、焼却施設の耐火レンガ等の補修、火格子等の補修を計画している。機械の消耗度として1年以上持たないので、瑕疵担保期間終了後も補修を行う必要がある。との答弁。

次に、同じく、19 ページ、環境センター維持補修費について、補修費の金額が大きい。補修項目ごとに金額を提示することは可能か。との問いに、実際に発注をかける際に、業者等が競争することを考えると、現段階で項目ごとに予算額をお伝えすることは厳しいと考えている。との答弁。

予算書 21 ページ、衛生センター管理費について、出水干拓東土地改良区負担金について、300万円の根拠は何か。との問いに、負担金の支払いについては、東干拓土地改良区と契約を交わしている。前年度の排水機場における維持管理の決算額に相当する額の、300万円を限度として負担をするという契約に基づいたものである。との答弁でした。

次に、総括的な質問で、各センター管理費における光熱水費について、各施設の光熱水費について、施設ごとに節電の努力、工夫をされているか。との問いに、施設を運転するに当たり、計画的な運転計画を立て、効率よく、廃棄物の処理をするよう、少しでも、経費が安くなるよう努めている。との答弁でした。

これに対し、し尿処理施設の光熱水費が約4,100万円、ほかの施設は約2割アップで予算計上されている。前年の令和4年度は、このし尿処理施設で、2,700万円計上しているが、今回倍近くの予算が計上されている。その根拠は何か。と質疑したところ、衛生センターは、電気の購入量が3センターで一番大きいことから、その電気購入量に燃料調整費が影響し、大きな予算となっている。との答弁でした。

また、パソコンの購入費を計上しているが、これは新たに購入するものか。それとも買い替えか。との問いに、買い替えである。との答弁でした。

続く討論では、賛成の立場で、この予算議案については、執行部の説明も聞き、理解したところである。このまま進めていただきたいと思う。また、予算の執行に当たっては、地域の経済効果や地域産業の育成も考慮していただきたい。このことを委員会からの一つ意見として加えていただけないかと個人として思っている。出席委員の賛同をお願いし、令和5年度北薩広域行政事務組合予算に賛成するものである。との発言があり、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務委員会、委員長報告とします。

(木下孝行議長)

これから総務委員長の報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

討論なしと認めます。よって、討論を終結いたします。
採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと認めます。よって本件は委員長の報告のとおり可決されました。
議決事件の字句等の整理についてお諮りいたします。

北薩広域行政事務組合議会会議規則第 43 条の規定により、本定例会の会議結果作成において、条項、字句、数字その他の整理については、議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

(木下孝行議長)

御異議なしと、認めます。よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

《閉 会》

(木下孝行議長)

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって、令和 5 年北薩広域行政事務組合議会第 1 回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 10 時 21 分 閉 会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

北薩広域行政事務組合議会議長 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____

北薩広域行政事務組合議会議員 _____